

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：女性従業員が妊娠・出産・子育てを機に退職することなく、子育てとの両立を図りながら仕事を続けていくための社内環境の整備を図り、諸制度の周知を行う。
--

<対策1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知>

- 制度に関するパンフレットの配布、及び社員への周知

<対策2：育児休業を取得しやすい環境作りのため、育児休業中の代替要員を確保する>

- 育児休業中の代替要員が必要な場合には、必要な人員を配置することを社員へ周知

<対策3：育児休業後に社員が復帰しやすくするため、休業中の社員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入する>

- 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

榎屋相談薬舗株式会社